質問第四○六号平成三十年六月二十二日提出

政府内の電子メールの保存の方針に関する質問主意書

提出者

逢

坂

誠

_

政府内の電子メールの保存の方針に関する質問主意書

正に当たっては、 平成三十年一月二十四日、 紙文書、電子文書の別を問わず、 安倍総理は衆議院本会議で 意思決定過程等の合理的な跡づけや検証に必要となる行 「昨年末の行政文書の管理に関するガイドライン改

政文書について、 一年以上の保存期間を設定することを義務づけることにより、現在及び将来の国民への説

明責任を全うするという公文書管理法の趣旨の徹底を図ったところです。また、どのような文書が公文書管

理法の行政文書に該当するかについては、 電子メールについても、 他の形態の文書と同様、 文書の作成又は

取得の状況などを総合的に考慮して実質的に判断することが必要であると考えています」と発言している。

かしながら、 省庁内や省庁間の連絡に日常的に用いられる電子メールの取り扱いについて、 安倍総理の

指示は明確であるとは言えない。 一つ一つの電子メールについて、 行政文書にあたるか否かをその文書を作

成した者もしくは直属の上司などが判断するのは現実的ではない。このため多くの電子メールが行政文書と

して扱われず廃棄されている。

アメリカ合衆国では、国立公文書記録管理局が政府内の全てのメールを最低三年から七年保存し、

員の電子メールについては永久保存する「キャップストーン・アプローチ」という運用を導入している。

このような観点から、以下質問する。

況などを総合的に考慮して実質的に判断する」のか。その文書を作成した者か、 の所属する省庁の上司たる課長か、あるいはそれ以外か。 に考慮して実質的に判断することが必要」と発言しているが、具体的には誰が 安倍総理は 「電子メールについても、 他 の形態の文書と同様、 政府の見解如何。 文書の作成又は取得の状況などを総合的 「文書の作成又は取得の状 その文書作成を行った者

府の見解 電子メー 媒体により行政文書として適切に保存することが必要である」と示されているが、 等のメンバーに対する連絡を電子メールを用いて行った場合は、 行政文書の管理に関するガイドラインでは、 如何 ルのやりとりは 「適切な媒体により行政文書として適切に保存することが必要」だと考える。 「例えば、 他の行政機関に対する連絡、 当該電子メールの内容について、 それぞれの省庁内での 審議会等や懇談会 適切な 政

三 どが判断するのは現実的ではなく、 はない。 省庁内や省庁間の連絡に日常的に用いられる電子メールの取り扱いについて、安倍総理の指示は明確で 公務員が一つ一つの電子メールについて行政文書にあたるか否かをその者もしくは直属の上司な 多くの電子メールが行政文書として扱われず廃棄されている。 政府内

の全てのメールを一年ではなく最低数年保存し、 局長級以上の幹部職員の電子メールについては永久保存

すべきではないか。政府の見解如何。

兀 政府の明らかにしている行政文書の管理に関するガイドライン改正案に対するパブリックコメントへの

対応案(平成二十九年十二月二十日、公文書管理委員会配布資料)では、 当該ガイドラインに違反した公

務員に対する罰則は明示されず、 「不適切な公文書管理を行った職員については、事案によっては、 国家

公務員法 (第八十二条) に基づく懲戒処分の対象となる。 刑法には、 「公用文書毀棄罪」として、公務所

で用いる文書を毀棄した者を三か月以上七年未満の懲役に処する旨 (第二百五十八条) が規定されてい

る」との説明がなされているが、このような理由により罰則が盛り込まれなかったという理解でよい か。

政府の見解如何。

Ŧi. 財務省による森友文書改ざんの事案を鑑みれば、 廃棄したとの国会答弁も改ざんも公文書管理や情報公

開 の趣旨を完全にないがしろにするもので、国民への裏切りに他ならない。 国家公務員法第八十二条や刑

法第二百五十八条などの一般法によるのではなく、国の行政に対する信頼性を回復するため、 公文書等の

管理に関する法律に罰則規定を設け、 行政文書の管理に関するガイドラインの実効性を高めることを検討

右質問する。